

はじめよう！

子ども 食堂

ガイドブック

千葉県社会福祉協議会



はじめに

こんにちは。千葉市社会福祉協議会です。

このたび「はじめよう！子ども食堂ガイドブック」を作成しました。「子ども食堂を立ち上げたい」という相談が増えている中、「相談されるどなたかのためにガイドブックをつくろう」という声が地区担当職員からあがりました。これは、皆さまから寄せられる声に声でお応えできるようにとの思いからです。

子ども食堂は、令和5年12月現在で市内40か所(出典：千葉市役所公式サイト)、全国では同年12月現在で9,131か所(出典：認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ)に設置されており、その必要性の高まりがうかがえます。

本会は、各区に事務所を設けており、子ども食堂に関する相談に対し、関係機関と連携し、皆さまの「子ども食堂を立ち上げたい」という思いを形にできるようともに考え、お手伝いをさせていただいています。

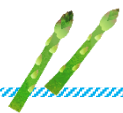
すこしでも皆さまのお力になれるよう、本ガイドブックをご活用願えましたら幸いです。

令和5年12月 千葉市社会福祉協議会

もくじ

1. **イメージを固めましょう**……………P1
開催目的・運営体制・運営資金・視察・見学
 2. **開催内容を決めましょう**……………P2
開催場所・開催日時・参加費・受付方法
 3. **注意点を確認しましょう**……………P3
保険加入・衛生管理
衛生管理のチェックリスト
 4. **広報・周知しましょう**……………P5
チラシの配布・SNSの活用・千葉市役所公式サイトへの掲載
千葉市子ども食堂ネットワーク
- 付録 **子どもの権利条約について**

1. イメージを固めましょう



開催目的 「誰のため?」「何のため?」を明確に!

子ども食堂には様々なカタチがあります。子ども達だけでなく地域に住む誰もが利用できる集いの場として開催したり、食事のあとに子ども達が勉強できる時間を設けて学習支援を行ったりしているところもあります。「だれに」「なにを」「どうやって」「なんのために」子ども食堂を開催するのか、スタッフみんなで考えてみましょう。

また、政治・宗教・営利を目的とした活動と受け取られないよう、誤解を招く行動は慎みましょう。



運営体制づくり 仲間とともに活動を!

子ども食堂を開催するためには、調理以外にもお金のやり取りや参加者の対応など様々な作業があります。運営を一緒にやってくれるスタッフやボランティアを探しましょう。

友人・知人に相談してみたり、SNSで協力者を募集したりもできるかもしれません。

また、本会の公式サイトでも市内の子ども食堂が運営に必要なものを掲載する「ほしいものリスト」を公開しています。食材のほか、ボランティアスタッフなど人材募集も掲載できますので、ご希望の場合はご相談ください。



運営資金 かかるお金はどうするの?

子ども食堂を開催するためには、食事を作る食材費、場所を借りるための賃借料、弁当容器などの消耗品費など、様々な費用がかかります。また、活動を継続していく場合でも同様です。

子ども食堂向けに助成金を支援している企業や法人があります。本会の公式サイトで随時情報を掲載していますのでご確認ください。



視察・見学 百聞は一見にしかず!

イメージが固まったら、既に活動している子ども食堂に見学に行きましょう。

実際に子ども食堂を開催するうえでの注意点や課題、立ち上げにあたって必要な物品など、あらかじめ聞きたいことや見ておきたいことをまとめてから訪問しましょう。

見学を希望する際には、お近くの本会区事務所までお気軽にご相談ください。

2. 開催内容を決めましょう



開催場所 場所はどこにする？

小学校や中学校の近くや住宅街の近くなど、子ども達が歩いて通いやすい場所で開催するのも一つの方法です。

市内の子ども食堂は、自治会館や公民館、コミュニティセンターなどで開催しています。調理設備はあるか、飲食可能か、無料または安価で利用できるかのほか、「開催目的」で決定した目的と合った利用方法が可能かを確認しましょう。



開催日時 いつだったら来やすいのかな？

土日または平日の夕方など、なるべく子ども達が通いやすい開催日程を考えてみましょう。

また月に何回開催するのもあわせて検討し、決定しましょう。夏休みや冬休みなど学校が長期休業のときのみ開催する方法もあります。参考に、市内の子ども食堂は、開催日時は土日のお昼、開催頻度は月1～2回が最も多いようです。



参加費 他の子ども食堂も参考に！

子ども・大人が参加したときのそれぞれの参加費の金額をあらかじめ決めておきましょう。

子どもは無料とする場合は、何歳までの子どもを対象とするかも決めておきましょう。

市内の子ども食堂は、子どもは無料、大人は数百円(500円以下)と設定しているところが多いようです。



受付方法 参加しやすく、受付しやすい方法は？

事前受付とするのか、当日受付とするのかを決めましょう。

事前受付の場合、食数があらかじめわかるため食品ロスを抑えられますが、申し込み作業があるため子どもが一人だけで参加しにくいという課題もあります。

また電話での受付にするか、LINE や Instagram、Google フォームなどインターネットを使った受付にするかなども検討が必要です。

当日受付の場合、たまたま通りがかった人などもすぐに参加することができますが、参加人数が読めないため食数が足りなくなる、参加者対応に追われてきめ細やかな目配りがしにくくなることなどが想定されます。

3. 注意点を確認しましょう



保険加入 備えあれば憂いなし！

安心安全な子ども食堂の運営のために、参加者、主催者の怪我や、主催者が損害賠償を負った場合に備えて、保険に事前加入しておきましょう。

ボランティア行事用保険

全国社会福祉協議会による保険です。下記の二つを補償いたします。
加入を希望する場合はお近くの本会区事務所までご相談ください。

ケガの補償

参加者が行事中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合や食中毒により身体に障害を負われた場合。

賠償責任補償

主催者が行事開催中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負われた場合。

※保険の適否については、個別具体的に判断されますので、予めご了承ください。



衛生管理 安心・安全な食堂運営を！

食中毒を発生させないために、衛生管理には特に注意しましょう。次ページに厚生労働省が作成した衛生管理のチェックリストを掲載していますのでご参照ください。また、同じく厚生労働省「子ども食堂における衛生管理のポイント」(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00381.html)も参考にしてください。調理担当者を含むボランティアの健康状態を把握するために、腸内細菌検査を実施するのも一つの手です。

開催場所や開催方法、対象人数などが決まったら、子ども食堂を立ち上げる前に保健所(下記参照)に相談し、どういった点に注意すべきかアドバイスをもらいましょう。

お問合せ先

千葉市保健所 食品安全課

住 所／千葉市中央区問屋町1-35

千葉ポートサイドタワー12階

開庁時間／午前8時30分～午後5時30分(土日祝、年末年始は除く)

電 話／食品指導班 043-238-9934／食品監視班 043-238-9935

お気軽に
ご相談ください





衛生管理のチェックリスト

項目	
調理前に行うこと	
1	調理施設は清掃や整理整頓を行いましたか？
2	トイレは清掃、消毒を行いましたか？
3	調理担当者は、下痢・嘔吐の症状があるなど体調不良ではありませんか？また、手指の傷などはありますか？
4	エプロンや三角巾、必要に応じてマスクなど、清潔な作業着を身につけましたか？
5	手洗い、消毒を行いましたか？また、子どもが調理に参加する場合は、手洗い、消毒を徹底させましたか？
6	原材料は、仕入れ時に鮮度、賞味期限等を確認し、1回で使い切れる量を仕入れましたか？
7	献立や食材の仕入れ先・仕入れ時間の記録（レシートなど）は保管しましたか？
8	仕入れた食品は冷蔵庫や冷凍庫で保管していますか（冷えていないなどの温度の異常はありませんか）？また、生肉や鮮魚介類などの食品は他の食品を汚染しないよう、冷蔵庫の最下段に区別して保管しましたか？
9	お年寄り、幼児、妊婦などの抵抗力が弱い方が食べる場合、メニューに生ものは入っていませんか？
調理中に行うこと	
10	魚介類、野菜・果物は流水で良く洗いましたか？
11	別の原材料を調理する場合などは、手洗い、消毒を行いましたか？また、手洗いの際、調理器具についても、洗剤で洗浄してから使いましたか？
12	食品（特に肉類）は、中心部までよく加熱（中心温度75℃で1分以上）しましたか？
13	生の食材を扱う調理器具と加熱済みの食品に使用する調理器具は専用のものを使用しましたか？専用のものがない場合は、よく洗剤で洗浄してから、使いましたか？
調理が終わった後に確認すること	
14	調理後は、時間を置かずに提供しましたか？

目立つところに貼って、確認しましょう！！



出典：厚生労働省「子ども食堂における衛生管理のポイント」https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00381.html

4. 広報・周知しましょう



チラシの配布・SNSの活用

開催場所や日時、参加費などを記載したチラシを作成し、自治会や地区部会、民生委員・児童委員の方々に説明にうかがい、配布や回覧、掲示板への掲載をお願いしましょう。本会の区事務所にて配架も可能です。ご希望の場合はお近くの本会区事務所までご相談ください。

また、Facebook や Instagram などにチラシや活動の様子がわかる写真、開催スケジュールなどを掲載して参加を呼びかけましょう。写真を掲載する際には個人情報に配慮しましょう。

CHECK!



不特定多数に食事を提供する場合は営業とみなされ、食品営業許可を取得する必要があります。(有料か無料かは営業の判断基準になりません。) 子ども食堂が営業に該当しないと判断される理由の1つは、地域も対象も限定されており、食事を提供する対象が不特定多数ではないことです。そのため、広く広告して集客すると、営業に該当する可能性が高くなります。 [千葉県保健所食品安全課より]



千葉県役所公式サイトへの掲載

千葉県役所公式サイトにて、市内の子ども食堂の一覧を公開しています。掲載を希望する場合は下記までお問い合わせください。

お問合せ先

千葉県役所 こども家庭支援課 ひとり親家庭支援班

電話/043-245-5179

メール/kateishien.CFC@city.chiba.lg.jp

〈 千葉県子ども食堂ネットワーク 〉

千葉県内で子ども食堂を運営・支援している仲間の会です。子ども食堂設立のお手伝いや続けていくための情報交換、ご寄付いただいた食材などの分かち合いなどを通して、それぞれの特徴を尊重しながら共に地域の「居場所作り」を目指しています。

お問合せ先

電話/090-5509-1921(代表:佐藤) 080-5037-7100(事務局長:田中)

メール/chibakodomoosyokudonw@gmail.com

ウェブ/https://www.facebook.com/chiba.kodomoshokudou.network

ご存じですか？

子どもの権利条約

付録

子どもの権利条約は、世界中の全ての子どもたちがもっている権利についてまとめた条約です。子どもにも大人と同じく、ひとりの人間としてもっている権利を定めています。子ども食堂が子どもたちの権利が守られる安全・安心な場であるよう、今一度子どもの権利について学びませんか。

子どもの権利条約は、下記のとおり4つの権利に大きく分けられます。その他にも様々な権利が定められていますので、千葉市が公開している「子どもの権利リーフレット」(<https://www.city.chiba.jp/kyoiku/kyoikusomu/kyoikushokuin/kodomo-kenri.html>)などに一度目を通されることをおすすめします。子どもの権利条約について詳しく学びたい場合は、千葉県ユニセフ協会(043-226-3171)でもご相談を受け付けています。

生きる権利

- 命が守られ、安全に安心して暮らせること
- 病気の時に、病院等で手当てを受けることができること

守られる権利

- 一人ひとりのちがいをみとめ、ありのままの自分が大切にされること
- 虐待、いじめ、体罰、偏見、差別などから守られること
- つらくて困ったときには、安心して相談できること
- 体や心が傷ついたとき、回復するまで手当てをしてもらえること

参加する権利

- 自分の意見を大切に受け止められること
- みんなで話し合って決めること
- 考えや感じたことを自由に表現できること
- 仲間と社会の活動に参加できること
- 社会の一員として、子どもの立場で意見を言えること

育つ権利

- 教育を受けられること
- 遊び、スポーツ、芸術などを楽めること
- 疲れたときに、休むことができること
- 失敗しても何度でもやり直せること





社会福祉
法人 **千葉県社会福祉協議会**

地域福祉推進班 〒260-0844 千葉県中央区千葉寺町 1208-2
TEL.043(209)8869 FAX.043(312)2886

中央区事務所

千葉県中央区中央 4-5-1 Qiball きぼーる15階
TEL.043-221-2177 FAX.043-221-6077

稲毛区事務所

千葉県稲毛区穴川4-12-4 稲毛保健福祉センター3階
TEL.043-284-6160 FAX.043-290-8318

緑区事務所

千葉県緑区鎌取町226-1 緑保健福祉センター2階
TEL.043-292-8185 FAX.043-293-8284

花見川区事務所

千葉県花見川区瑞穂1-1 花見川保健福祉センター3階
TEL.043-275-6438 FAX.043-299-1274

若葉区事務所

千葉県若葉区貝塚2-19-1 若葉保健福祉センター3階
TEL.043-233-8181 FAX.043-233-8171

美浜区事務所

千葉県美浜区真砂5-15-2 美浜保健福祉センター2階
TEL.043-278-3252 FAX.043-278-5775